

名東今昔パネル貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名東今昔パネル（以下「パネル」という。）の無償での貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保管)

第2条 パネルは名古屋市名東区役所企画経理室（以下「企画経理室」という。）で保管・管理し、企画経理室長（以下「室長」という。）が貸し出すことができる。

(貸出先)

第3条 パネルの貸出先は、名古屋市の局室区公所及び名古屋市内の学区連絡協議会・女性会・自治会・民生委員児童委員連絡協議会・子ども会・老人クラブ・保健委員会その他の営利を目的としない団体とする。

(貸出申込)

第4条 パネルの貸出申込は、名東今昔パネル貸出申込書（別紙様式）に必要な事項を記入の上、FAX、メール、郵送又は持参の方法で室長に提出することにより行うこととする。

2 パネルの貸出申込は、原則として、貸出希望日の1週間前までに行うこととする。

3 パネルの貸出は、原則として、申込順で行うものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、室長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 室長は、第7条各号（第2号を除く。）に反する事実を認めた場合、その他必要がある場合は、貸出期間中であっても返却を求めることができる。

(貸出・返却の方法)

第6条 パネルの貸出及び返却は企画経理室事務室にて行うものとする。

2 返却の際は、企画経理室職員の確認を受けるものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 パネルの借受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パネルの表面に、ガムテープや両面テープなど痕跡の残る部材を使用しないこと。
- (2) 受取予定日時及び返却予定日時を遵守すること。
- (3) 申込書に記載したイベント等以外の用途に使用しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 許可なくパネルを複写しないこと。
- (6) パネルを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(事故時等の処置)

第8条 パネルの借受期間中に、パネルの保管又は使用に際し、第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において、適切に対応を行うものとする。

(パネルの毀損・滅失)

第9条 パネルの返却までに借受人の責めに帰すべき事由により、パネルを毀損又は滅失させた場合は、借受人は、原状に復し、又は原状に復するのに室長が必要と認める費用を納付しなければならない。

附則

この規程は、平成24年7月23日から施行する。